

令和2年5月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和2年5月20日(水) 午前8時55分～9時45分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番	木下	得代	2番	大原	眞路(会長職務代理)
3番	三木	洋一	4番	川田	一博
5番	吉田	宏明	6番	山下	恭生
7番	松下	良夫	8番	井上	賀博
9番	岡野	孝文	10番	村井	孝彦
11番	中村	康男(会長)	12番	藤本	俊彦
13番	宮本	賢一	14番	猪熊	幸雄
15番	國重	幸代	16番	穴吹	秀雄
17番	梶野	和幸	18番	大西	和男

欠席委員

なし

傍聴推進委員

6番 中西 格

農業委員会事務局出席者

事務局長	細川	英樹
事務局長補佐	竹村	秀基
事務局次長	黒木	弘美
事務局書記	飯尾	祐美

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	3件	田 畑	2,214	m ² m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	2件	田 畑	79 479	m ² m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	7件	田 畑	3,251 833	m ² m ²
第4号議案	非農地証明願	1件	田 畑		m ² m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	1件	田 畑	155	m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積計画書	38件	田 畑	50,767 3,930	m ² m ²
第7号議案		1件	田 畑		m ² m ²
第8号議案	坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議	1件	田 畑	730	m ² m ²
第9号議案	農業経営改善計画の認定申請	1件	田 畑		m ² m ²
報告第1号	合意解約	2件	田 畑	2,707 1,953	m ² m ²
合 計		56件	田 畑	57,689	m ² 9,409 m ²

令和2年5月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻前ではございますが、皆様お揃いになりましたので、只今より5月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第10号議案まで 合計54件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中18名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を10番 村井委員さんと12番 藤本委員さんのお二人にお願いいたします。

次に、今月の現地調査につきましては、1番 木下委員さん、3番 三木委員さん、9番 岡野委員さんと私で、5月19日(火)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」3件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」3件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積121㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

2番、・・・、面積1,360㎡

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

3番、・・・、面積733㎡

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件3件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」3件のうち、1番については吉田委員さん、2番については木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくこととなります。

まず3番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 続いて1番について審議を行いますので、吉田委員さんには退室をお願いいたします。

(吉田委員 退室)

1番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

(吉田委員 入室)

会長職務代理 続いて2番について審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

2番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」3件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局次長 それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積79㎡。【議案読み上げ】 3号議案3番と関連があります。

須賀公民館から南西へ約300mに位置します。

無断転用の有無 有

転用目的 農家住宅の宅地拡張

申請理由 申請者は、昭和40年に住宅を建てる際に、その一部が申請地に入ってしまった、現在に至りました。今回、その無断転用の解消をするものです。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

2番、・・・、面積 479 m²。【議案読み上げ】

西又集会所から西へ約 50m に位置します。

無断転用の有無 有

転用目的 農家住宅の宅地拡張

申請理由 申請者は、平成5年に申請地に車庫を建てており、この度、無断転用の解消をするものです。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」7件を議題に供します。

なお、第3号議案の1番、2番については現地調査を実施しておりますので、1番木下委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

木下委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」1番、2番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積 347 m²。【議案読み上げ】

香川県中讃土木事務所から北東に約 300m に位置。

無断転用の有無 なし

転用目的 分家住宅

申請理由 借り人は、現在借家に住んでいますが、将来の子供の成長に伴い両親が居住している実家近くで、住宅建築を計画したため。

農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

2番、・・・、面積 2,485 m²。【議案読み上げ】

綾川に架かる川尻橋から南へ約 100m に位置。

無断転用の有無 なし

転用目的 貸資材置場 用地

申請理由 譲受人は現在、建設会社を営んでいる。会社の工事受注件数が増えており、資材置場のスペースが不足し、その用地を近隣で探していたところ、本申請地の話がまとまったことから、申請者個人が転用事業者となり会社へ貸し付けるため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま木下委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

1番、2番につきましては、先ほどの木下委員さんのご説明どおりです。

3番、第2号議案1番関連、・・・、面積324㎡。【議案読み上げ】

須賀公民館から南西へ約300mに位置します。

無断転用の有無 あり

転用目的 宅地拡張

申請理由 譲受人は、昭和40年頃より住宅や車庫等の一部として利用していました。その無断転用の解消を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

4番、・・・、面積361㎡。【議案読み上げ】

須賀公民館から南西へ約200mに位置します。

無断転用の有無 あり

転用目的 宅地拡張

申請理由 申請人は兄弟の関係であり、申請地は貸し人が相続し、併用地となる自宅は借り人が相続している。申請人の父が、昭和39年頃より農地の一部を無断転用して利用していました。その無断転用の解消を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

5番、・・・、面積 68 m²。【議案読み上げ】

瀬戸中央自動車道の坂出インターチェンジ料金所から北東に約 300mに位置します。

無断転用の有無 なし

転用目的 資材置場

申請理由 譲受人は、建築工事業を行っております。会社近くで資材置場を探していたところ、譲渡人と話がまとまったため。

農地の区分 都市計画により、用途が準工業地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

6番、・・・、面積 351 m²。【議案読み上げ】

西又集会所から北へ約 100mに位置。

無断転用の有無 なし

転用目的 分家住宅

申請理由 借り人は、現在、祖父母、両親と同居しておりますが、子供の成長に伴い両親が居住している近くに、住宅建築を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

7番、・・・、面積 148 m²。【議案読み上げ】

王越出張所から東へ約 1kmに位置。

無断転用の有無 あり

転用目的 無断転用解消の宅地拡張

申請理由 譲受人は、旧王越小学校を改修して開設された、宿泊型野外活動施設「交流の里 おうごし」の近隣で、住宅宿泊事業を計画。空き家となっている申請地をリフォームして住宅宿泊事業を行うことで、地元を盛り上げたいと考えました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

また、住宅宿泊事業は「民泊」となり、県知事への届出が必要となりますので、現在協議中です。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」7件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 1番と6番については使用貸借となっていますが、貸し人と借り人はどういう間柄ですか。

事務局長補佐 1番の借り人は娘さんの夫で、6番は娘さん夫婦です。

会長職務代理 他にありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」7件につきまして原案どおり承認し、うち6件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、2番の案件につきましては、転用面積が2,000㎡以上ということで、5月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第5号議案「農地改良に係る届出」1件を議題に供します。

なお、第5号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、3番 三木委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

三木委員 それでは、第5号議案「農地改良に係る届出」の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積155㎡。【議案読み上げ】

3号議案1番の土地に隣接しております。

届出内容 花崗土により盛土を行い、野菜の栽培を行います。

申請理由 届出地は、香川県中讃土木事務所から北東に約300mに位置しています。娘夫婦が住宅を計画したため、その西側で露地野菜の白菜やトマトを栽培しようと考えました。

隣接地では、稲作を行っているため水田と同じ高さでは野菜の根腐れが発生するので、住宅と同じ高さまで盛土を行い、野菜を栽培する計画です。

会長職務代理 ありがとうございます。

ただいま三木委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐 それでは、第5号議案「農地改良に係る届出」について補足説明いたします。

届出地は、農用地の指定を受けております。土地利用について住宅部分とは区別して農地利用すること、また工期は6ヶ月以内であることを代理人に説明済みです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第5号議案「農地改良に係る届出」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

これは現地を確認しますと、盛り土をして住宅地の中に一部家庭菜園用としてあるように見えました。

三木委員 最終的には敷地内の家庭菜園地となるのかもしれませんが、農用地の関係で転用が難しかったのだと思いますが。

宮本委員 地目変更はしないのですか。

事務局長補佐 地目変更はしないと思います。

会長職務代理 そういうことで、見た目は宅地ですが三木委員さんが言われるように仕方ないかと思えます。
他にご異議もないようですので、第5号議案「農地改良に係る届出」1件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。
続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」38件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」38件についてご説明いたします。
今月は新規に農地の貸借をする案件が16件、更新が11件、再設定が11件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が3件となっております。
以上、農用地利用集積計画書38件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」38件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」38件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。
続きまして今月は農政部門の議案が3件出ております。
第8号議案、「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」を議題に供します。事務局に説明を求めます。

事務局長 本件は農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づいて定められております農業振興地域整備計画について、農用地からの除外申請が1件坂出市に提出され、その変更案について農業委員会の意見を求められたものです。
計画変更の概要を12ページに記載しており、13ページが総括表となっております。
現場は産業道路の白峰中学校から南に入ったところでして、林田町字下所70番1田の1018㎡の内339㎡と、71番1田1147㎡の内391㎡を農用地からの除外を申請しています。申請地の北側に申請者の居宅がありまして、南側に宅地を拡張してしまい、農業用倉庫が既に建っています。来月以降に農地法の転用許可申請が出てくる予定です。以上で説明を終わります。

会長職務代理 事務局の説明が終わりました。 第8号議案「農業振興地域整備計画変更の事前協議」について なにかご意見・ご質問はございませんか。

三木委員 これはいつ頃から無断転用されていたのですか。元の宅地の2倍から3倍も広がっていますね。

事務局長 すいません。今手元に資料がありません。

梶野委員 林田土地改良区内ですが、昭和の中頃から無断転用されていたようです。これからもこういうことが出てくると思います。

会長職務代理 他にご異議もないようですので、第8号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」についての審議はこれで終了します。農用地からの除外申請 1件について、除外はやむを得ないものとして、坂出市に回答をすることと致します。
続きまして、第9号議案、「農業経営改善計画の認定申請」を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局長 農業経営改善計画の認定申請は、今回1件提出されており、新規の申請でございます。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、昨日付けで書面開催されました坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において承認を受けており、農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。
申請の概要を16ページにまとめており、17ページから19ページまでが申請書の写しとなっております。17ページをご覧ください。新規の法人名が株式会社乃一農園、営農類型が露地野菜と施設野菜でございます。
(議案に基づき説明)
以上で説明を終わります。

会長職務代理 事務局の説明が終わりました。 第9号議案「農業経営改善計画の認定申請」について なにかご意見・ご質問はございませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第9号議案「農業経営改善計画認定申請」1件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思っております。
続きまして、第10号議案、「新農業委員・推進委員の選任について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長 7月20日の改選に向けて、先月の定例会で農業委員と推進委員の推薦・募集結果の報告をさせていただきましたが、先日書面開催されました「坂出市農業委員候補者評価委員会」選定を経て各委員の候補者が決定いたしましたので報告いたします。
候補者の名簿を20ページと21ページにまとめております。

(議案に基づき説明)

今回農業委員会の承認をいただきましたら、6月の定例議会で市議会の同意を得て、7月に改選という運びになります。以上で説明を終わります。

会長職務代理 事務局の説明がございましたが、第10号議案、「新農業委員・推進委員の選任」について何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第10号議案「新農業委員・推進委員の選任」については農業委員会として承認することとし、改選に向けた諸手続きを進めて行くことといたします。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」2件についてです。
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」2件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積1,357㎡。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 使用貸借権の解消

2番、・・・、面積3,303㎡。【議案読み上げ】

解約理由 耕作目的

備考 利用権 使用貸借権の解消

以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」2件について、なにかご質問はありませんか。

穴吹委員 1番の件は、解約後の売買先は決まっているのですか。

事務局書記 売買目的ですが、具体的な計画は決まっていなそうです。貸人は令和元年8月に遺贈されており、前所有者と借人との間で利用権設定されていましたが、現所有者は土地をいずれ売却したいので解約したいという意向です。

会長職務代理 他にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」2件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 (事務局からの連絡事項等)

※農業委員会総会について

会長職務代理

それでは、これもちまして 5月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時45分終了

令和2年5月20日